



2026年2月19日

各 位

会社名 ラクスル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 グループCEO 永見 世央  
(コード：4384、東証プライム市場)  
問合せ先 上級執行役員 グループ CFO 杉山 賢  
(TEL. 03-6629-4893)

**R1 株式会社によるラクスル株式会社（証券コード：4384）の株券等に対する  
公開買付けに係る買付条件等の変更に関するお知らせ**

R1 株式会社は、本日、同社が2025年12月12日より開始したラクスル株式会社の株券等に対する公開買付けについて、買付条件等の変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、R1 株式会社（公開買付者）が、ラクスル株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2026年2月19日付「ラクスル株式会社（証券コード：4384）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」

2026年2月19日

各位

会社名 R1株式会社  
代表者名 代表取締役 糸木 悠

**ラクスル株式会社（証券コード：4384）の  
株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ**

R1株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、ラクスル株式会社（証券コード：4384、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、以下「対象者」といいます。）の株券等に対する金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を2025年12月12日より開始しております。

公開買付者が（i）公開買付者が2026年2月19日付で、本公開買付けにおける対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を1,710円から1,900円に変更し、当該変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を一切変更しないことを決定したこと、（ii）公開買付者が、2026年2月19日付で、Aspex Opportunity Master Fund（所有株式数：2,664,000株、所有割合：4.47%）との間で、その所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを内容とする契約を締結したこと、及び（iii）GS SPC（下記に定義します。）による公開買付者祖父母会社（下記に定義します。）の持分割合に変更があったことに伴い、公開買付者が2025年12月12日付で提出した公開買付届出書（2026年2月4日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）の記載事項及び公開買付届出書の添付書類である2025年12月12日付公開買付開始公告（2026年2月4日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項及び2026年2月4日付公開買付条件等の変更の公告により変更された事項を含みます。）の一部に訂正すべき事由（公開買付期間を2026年2月19日から、本日から起算して11営業日を経過した日に当たる2026年3月9日まで延長する旨の訂正を含みます。）が生じました。

これに伴い、2025年12月11日に公表した「ラクスル株式会社（証券コード：4384）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2026年2月4日に公表した「ラクスル株式会社（証券コード：4384）の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」で変更された事項を含みます。）の内容を下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

記

（変更前）

公開買付者は、合同会社乃木坂ホールディングス（以下「乃木坂ホールディングス」といいます。）、Rパートナーズ合同会社（以下「Rパートナーズ」といいます。）及びWest Street Asia Equity Partners I EE Holdco 111 LLC（以下「West Street Asia Equity Partners」といい、乃木坂ホールディングス及びRパートナーズと総称して「GS SPC」といいます。）がそれぞれその持分の11.22%、63.68%、25.10%（小数点以下第三位を四捨五入。）を直接保有するR3株式会社の完全子会社であるR2株式会社（以下R2株式会社を「公開買付者祖父母会社」といい、R2株式会社を「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、本公開買付けを通じて東京証券取引所プライム市場に上場している対象者の対象者株券等を取得及び所有すること等を主たる目的として、2025年10月24日に設立された株式会社です。なお、本日現在、公開買付者、公開買付者親会社、公開買付者祖父母会社、乃木坂ホールディングス、Rパートナーズ及びWest Street Asia Equity Partnersは、いずれも対象者株券等を所有していません。

<中略>

その後、公開買付者は、2025年12月12日から本公開買付けを開始いたしましたが、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の

見通しを考慮して、慎重に検討した結果、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募についてさらなる判断期間を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2026年2月4日、公開買付け期間を2026年2月19日まで延長し、合計43営業日とすること（以下「本期間延長」といいます。）を決定いたしました。なお、公開買付者としては、他に本公開買付けと比較しうる対象者株式に関する買収提案は公表されていないこと、及び、対象者によれば、対象者がそのような提案を受領してもいないことから、本公開買付け価格（1,710円）は、対象者の価値を十分に反映した価格であり、かつ、対象者の株主の皆様にとって最善なものと考えており、対象者の株主の皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えているため、本日現在、本期間延長後も本公開買付け価格を変更する予定はございません。

<中略>

本公開買付けに際し、GS SPCは、2025年12月11日付で、対象者の代表取締役社長グループCEOであり、対象者の株主である永見世央氏（以下「永見氏」といいます。所有株式数：1,011,100株（所有割合（注2）：1.70%）、所有新株予約権数：9,670個（目的となる株式数：1,057,000株、所有割合：1.77%））（注3）及び対象者の取締役会長であり、対象者の第2位株主（2025年7月31日時点）である松本恭攝氏（以下「松本氏」といいます。所有株式数：7,317,550株（ただし、本譲渡制限付株式18,250株を含みます。）（所有割合：12.28%）、所有新株予約権数：4,700個（目的となる株式数：940,000株、所有割合：1.58%））（注4）との間で公開買付け契約（以下「本公開買付け契約」といいます。）を締結し、①永見氏が所有する対象者株式1,011,100株（所有割合：1.70%）、同氏が所有する第12回新株予約権及び第14回新株予約権（900個）を本公開買付けへの応募までに行使することにより同氏が取得する対象者株式180,000株（所有割合：0.30%）の全て、並びに松本氏が所有する本譲渡制限付株式を除く対象者株式7,299,300株（所有割合：12.25%）の全て及び同氏が所有する第12回新株予約権及び第14回新株予約権（4,700個）を本公開買付けへの応募までに行使すること（注5）により同氏が取得する対象者株式940,000株（所有割合：1.58%）の全てについて本公開買付けに応募すること、②永見氏が所有する第18回新株予約権（8,770個）（目的となる株式数：877,000株）を本公開買付けの開始日以降速やかに放棄すること、③本公開買付けの決済後に対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の完了のために必要な手続を実施すること、及び④本スクイーズアウト手続完了後、永見氏及び松本氏がそれぞれその資産管理会社をして、公開買付者祖父母会社に、永見氏が議決権の全てを直接又は間接に保有する資産管理会社及び松本氏が議決権の全てを直接又は間接に保有する資産管理会社の合計で議決権比率50.0%となる株式出資をすること等を合意しております。本公開買付け契約の詳細については、本公開買付けに係る公開買付け届出書の「第1 公開買付け要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「①本公開買付け契約」をご参照ください。

<後略>

（変更後）

公開買付者は、合同会社乃木坂ホールディングス（以下「乃木坂ホールディングス」といいます。）、Rパートナーズ合同会社（以下「Rパートナーズ」といいます。）及びWest Street Asia Equity Partners I EE Holdco 111 LLC（以下「West Street Asia Equity Partners」といい、乃木坂ホールディングス、Rパートナーズ及びWest Street Asia Equity Partnersを総称して「GS SPC」といいます。）がそれぞれその持分の5.09%、83.21%、11.70%（小数点以下第三位を四捨五入。）を直接保有するR3株式会社の完全子会社であるR2株式会社（以下R3株式会社を「公開買付者祖父母会社」といい、R2株式会社を「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、本公開買付けを通じて東京証券取引所プライム市場に上場している対象者の対象者株券等を取得及び所有すること等を主たる目的として、2025年10月24日に設立された株式会社です。なお、本日現在、公開買付者、公開買付者親会社、公開買付者祖父母会社、乃木坂ホールディングス、Rパートナーズ及びWest Street Asia Equity Partnersは、いずれも対象者株券等を所有しておりません。

<中略>

その後、公開買付者は、2025年12月12日から本公開買付けを開始いたしましたが、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを考慮して、慎重に検討した結果、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの

応募についてさらなる判断期間を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2026年2月4日、公開買付け期間を2026年2月19日まで延長し、合計43営業日とすること（以下「本期間延長」といいます。）を決定いたしました。なお、公開買付け者としては、他に本公開買付けと比較しうる対象者株式に関する買収提案は公表されていないこと、及び、対象者によれば、対象者がそのような提案を受領してもいないことから、本公開買付け価格（1,710円）は、対象者の価値を十分に反映した価格であり、かつ、対象者の株主の皆様にとって最善なものと考えており、対象者の株主の皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えているため、2026年2月4日時点で、本期間延長後も本公開買付け価格を変更する予定はない旨を公表いたしました。

公開買付け者としては、本公開買付け条件変更（下記に定義します。以下同じです。）前の本公開買付け価格（1,710円）について、他に本公開買付けと比較しうる対象者株式に関する買収提案は公表されていないこと、及び、対象者によれば、対象者がそのような提案を受領してもいないことから、対象者の価値を十分に反映した価格であり、かつ、対象者の株主の皆様にとって最善なものと考えており、対象者の株主の皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えておりました。

一方で、公開買付け者は、上記の公開買付け期間の延長後における対象者株式の市場取引の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを勘案した結果、本公開買付けの成立の可能性を高めるためには、対象者の株主の皆様に対して本公開買付け条件変更前の本公開買付け価格より高い金額での売却機会を提供する必要があると考えるに至りました。

かかる考えの下、公開買付け者は、2026年2月13日、ゴールドマン・サックスの合理的な投資基準を踏まえ、本公開買付け価格を1,710円から1,900円（2026年2月12日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値（2,050円）に対して7.32%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値（1,991円）に対して4.57%の各ディスカウントを行った価格、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値（1,675円）に対して13.43%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値（1,431円）に対して32.77%の各プレミアムを加えた価格）に変更することを検討していること、また、当該価格はゴールドマン・サックスの投資基準に基づき慎重に検討した結果、投資判断として許容される評価額の最大値であり、公開買付け者として対象者株主の皆様にご提供できる最大限かつ最終の価格であると考えている旨を対象者に伝達いたしました。

これに対して、対象者は、2026年2月18日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが2025年12月12日に開始されてから42営業日経過した現在でもなお、他に本公開買付けと比較しうる対象者株式に関する買収提案は公表されておらず、また、対象者としてもそのような提案を受領してもいないことから、対象者としても、本公開買付け条件変更前の本公開買付け価格（1,710円）が対象者の株主の皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていたことに加え、ゴールドマン・サックスの投資基準に照らして最大限の価格として引き上げられた本公開買付け価格（1,900円）は、さらに対象者の株主の皆様により有利な条件になっていることから、本公開買付け価格を1,900円とする提案に応諾し、公開買付け者が本公開買付け条件変更を正式に決定することを条件として、本公開買付け条件変更に対して賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議し、公開買付け者は、その旨の回答を対象者から受領いたしました。

これを受け、公開買付け者は、2026年2月19日、本公開買付け価格を1,710円から1,900円に変更すること、具体的には、（i）本公開買付け条件変更前の本公開買付け価格（1,710円）は、他に本公開買付けと比較しうる対象者株式に関する買収提案は公表されていないこと、及び、対象者によれば、対象者がそのような提案を受領してもいないことから、対象者の価値を十分に反映した価格であり、かつ、対象者の株主の皆様にとって最善なものと考えており、対象者の株主の皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていたことに加えて、（ii）本公開買付け条件変更により、さらに対象者の株主の皆様により有利な条件になっていることから、本公開買付け条件変更後の本公開買付け価格を最終的なものとし、今後、本公開買付け価格の一切の変更を行うことはない旨を決定いたしました（以下「本公開買付け条件変更」といいます。）。

また、公開買付け者は、公開買付け期間を2025年12月12日から2026年2月19日まで（43営業日）と定めておりましたが、本公開買付け価格の変更を決定したことに伴う公開買付け届出書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付け期間を当該訂正届出書の提出日である2026年2月19日から起算して11営業日を経過した日に当たる2026年3月9日まで延長して合計54営業日とすることとなりました。なお、本公開買付け条件変

更後の本公開買付価格である1株当たり1,900円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年12月10日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,250円に対して52.00%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,188円に対して59.93%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,151円に対して65.07%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,197円に対して58.73%のプレミアムを加えた価格となります。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高めるため、本公開買付条件変更を決定したことに伴う本プレスリリースの提出日現在、対象者の株主様のうち一部の機関投資家との間で、本公開買付価格変更後の本公開買付価格（1,900円）でのその所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを内容とする契約の締結に向けた協議を引き続き行っており、正式に合意した場合には改めてお知らせする予定です。

<中略>

本公開買付けに際し、GS SPCは、2025年12月11日付で、対象者の代表取締役社長グループCEOであり、対象者の株主である永見世央氏（以下「永見氏」といいます。所有株式数：1,011,100株（所有割合（注2）：1.70%）、所有新株予約権数：9,670個（目的となる株式数：1,057,000株、所有割合：1.77%）（注3）及び対象者の取締役会長であり、対象者の第2位株主（2025年7月31日時点）である松本恭攝氏（以下「松本氏」といいます。所有株式数：7,317,550株（ただし、本譲渡制限付株式18,250株を含みます。）（所有割合：12.28%）、所有新株予約権数：4,700個（目的となる株式数：940,000株、所有割合：1.58%）（注4）との間で公開買付契約（以下「本公開買付契約」といいます。）を締結し、①永見氏が所有する対象者株式1,011,100株（所有割合：1.70%）、同氏が所有する第12回新株予約権及び第14回新株予約権（900個）を本公開買付けへの応募までに行行使することにより同氏が取得する対象者株式180,000株（所有割合：0.30%）の全て、並びに松本氏が所有する本譲渡制限付株式を除く対象者株式7,299,300株（所有割合：12.25%）の全て及び同氏が所有する第12回新株予約権及び第14回新株予約権（4,700個）を本公開買付けへの応募までに行行使すること（注5）により同氏が取得する対象者株式940,000株（所有割合：1.58%）の全てについて本公開買付けに応募すること、②永見氏が所有する第18回新株予約権（8,770個）（目的となる株式数：877,000株）を本公開買付けの開始日以降速やかに放棄すること、③本公開買付けの決済後に対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の完了のために必要な手続を実施すること、及び④本スクイーズアウト手続完了後、永見氏及び松本氏がそれぞれその資産管理会社をして、公開買付者祖母会社に、永見氏が議決権の全てを直接又は間接に保有する資産管理会社及び松本氏が議決権の全てを直接又は間接に保有する資産管理会社の合計で議決権比率50.0%となる株式出資をすること等を合意しております。

さらに、本公開買付けに際し、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高める観点で、2026年2月19日付で、Aspex Opportunity Master Fund（以下「Aspex」といいます。）（所有株式数：2,664,000株、所有割合：4.47%）との間で応募契約（以下「本応募契約（Aspex）」といいます。）を締結し、①Aspexが所有する対象者株式2,664,000株（所有割合：4.47%）の全てを本公開買付けに応募すること、及び本公開買付けの成立を条件として、Aspexの関連当事者（以下「Aspex関連当事者」といいます。）が、本公開買付けの成立後、別途公開買付者と合意した期日において、Rパートナーズへの匿名組合出資をすることを内容とする再出資契約を締結する旨を合意しております。

本公開買付契約及び本応募契約（Aspex）の詳細については、2026年2月19日付の本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書の「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「①本公開買付契約」及び「③ 本応募契約（Aspex）」をご参照ください。

<後略>

(3) 買付け等の期間

(変更前)

2025年12月12日(金曜日)から2026年2月19日(木曜日)まで(43営業日)

(変更後)

2025年12月12日(金曜日)から2026年3月9日(月曜日)まで(54営業日)

(4) 買付け等の価格

(変更前)

① 普通株式1株につき、1,710円

(変更後)

① 普通株式1株につき、1,900円

(7) 決済の開始日

(変更前)

2026年2月27日(金曜日)

(変更後)

2026年3月16日(月曜日)

以 上

#### 【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付け説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

#### 【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。) 第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリースに含まれ又は言及されている全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能である内容とは限りません。公開買付者は米国外で設立された法人であり、またその役員も米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の関係者 (affiliate) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。公開買付者、公開買付者及び対象者の各フィナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人並びにそれらの関係者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則 14e-5 (b) の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

#### 【将来に関する記述】

このプレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」 (forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

#### 【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。係る場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。